

パワーハラスメント～職場内での問題～

パワーハラスメントは、相手の人格や尊厳を侵す人権問題で、被害者が心身に支障をきたし、最悪の場合には自死を選ぶ場合もあり、加害者は、刑事上、民事上の責任を問われる場合があります。また、組織にとっても、パワーハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判を落としかねない大きな問題です。

令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。これにより、職場におけるパワーハラスメントに関する労働者の相談に応じ、適切に対応するための体制の整備等、必要な措置を講じることが事業主に義務付けられました。また、令和4年4月1日からは、中小事業主においても職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されました。※1

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③本人の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。※1 令和5年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」※2によると、全体の19.3%、男性の19.4%、女性の19.2%が、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたと回答しています。

職場でのパワーハラスメントで、人権を侵害するような行動や言動により、苦しい思いや悲しい思いをする人がいます。そんな辛い思いを一人で抱え込まず、身近な人に相談したり、相談窓口相談しましょう。



パワーハラスメントに関する相談は、各都道府県の労働局、全国の労働基準監督署内などに設置されている総合労働相談コーナーで無料で相談できます。※3

パワーハラスメントに該当すると考えられる例	
身体的な攻撃	暴行、傷害
精神的な攻撃	脅迫、名誉棄損、侮辱 ひどい暴言
人間関係の切り離し	隔離、仲間外し、無視
過大な要求	業務上明らかに不要なこと や遂行不能なことの強制、 仕事の妨害
過小な要求	業務上の合理性なく能力や 経験とかけ離れた程度の低い 仕事を命じることや仕事を 与えないこと
個の侵害	私的なことに過度に立ち入 ること

パンフレット「職場におけるハラスメント対策パンフレット」
(厚生労働省)より作成

栃木県内の総合労働相談コーナー	
栃木労働局 総合労働相談コーナー ☎ 028-33-2795	宇都宮 総合労働相談コーナー ☎ 028-633-4257
足利 総合労働相談コーナー ☎ 0284-41-1188	栃木 総合労働相談コーナー ☎ 0282-88-5495
鹿沼 総合労働相談コーナー ☎ 0289-64-3215	大田原 総合労働相談コーナー ☎ 0287-22-2279
日光 総合労働相談コーナー ☎ 0288-22-0273	真岡 総合労働相談コーナー ☎ 0285-82-4443

栃木労働局ホームページより作成

出典

※1 職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント)/厚生労働省
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

※2 職場のハラスメントに関する実態調査について/厚生労働省(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165756.html>)

※3 個別労働紛争解決制度/栃木労働局
(https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou.html)